

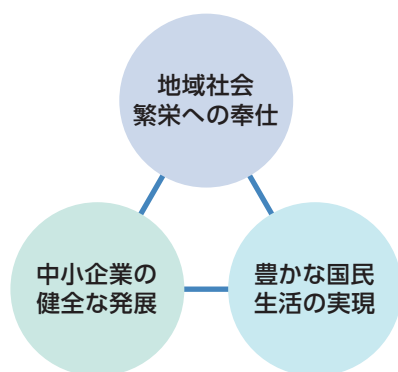
信用金庫について

信用金庫の理念と特性

信用金庫は、地域の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の金融機関です。

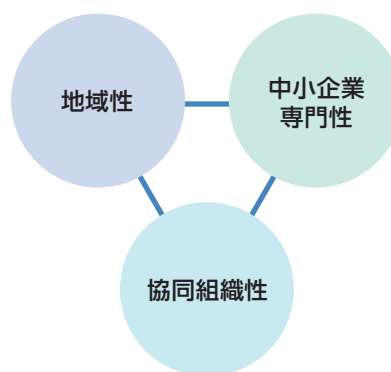
◆ 信用金庫の3つのビジョン

地域の中小企業や地域住民など国民大衆の金融の円滑化を図ることを通じ、地域社会の繁栄に奉仕するという信用金庫の経営理念を表しています。



◆ 信用金庫の3つの特性

信用金庫は、限られた地域を事業地区とする「地域性」、地域の中小企業を主な取引対象とする「中小企業専門性」、非営利・相互扶助を基本理念として会員に対して資金面の支援等を行う「協同組織性」という3つの特性をあわせ持っています。





会員資格

当金庫の事業地区（愛媛県一円、香川県観音寺市・三豊市）に

お住まいの方

お勤めの方

事業所をお持ちの方※

※個人事業者で常時使用する従業員数が300人を超える場合、または、法人事業者で常時使用する従業員数が300人を超え、かつ資本金が9億円を超える場合は、会員になることはできません。

以下に該当する方は、会員となることができません。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）
2. 次の各号のいずれかに該当する者
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

住所変更手続きのお願い

以下に該当する会員の方は、総代会の決議により除名となることがあります。

1. 5年以上継続して当金庫の事業を利用していない方
2. 当金庫の通知又は催告が5年以上継続して到着しなかった方
3. 当金庫への届出住所等に所在していないことが確認できた方

住所等が変更になられたお客さまで、当金庫へ届出住所等の変更の手続きを行っていない場合は、速やかに最寄りの営業店でお手続きいただきますようお願いいたします。